

第3回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和5年8月31日（木曜日） 開始 15:00 終了 17:00

会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 12名

1番（会長） 原田 俊一 11番 安永 博行 19番 松田 富夫（4番欠番）
2番（会長代理） 奥村 千扶子 12番 野邊 康徳 20番 島田 正弘
3番 田中 達成 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司
6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦

欠席農業委員 1名 5番 森 通弘

出席推進委員 11名

9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅
15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博

欠席推進委員 2名 7番 谷口 昭、8番 武田 秀俊

議事録署名委員 6番 牧野 菜那、23番 上村 眞司

議事日程 第1 報告（解約） 農地法第18条第6項の規定による届出について
第2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第4 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第5 議案第15号 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第6 議案第16号 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
第7 議案第17号 農用地利用集積等促進計画の要請について（新規）
第8 議案第18号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに係る意見聴取
について

出席事務局 5名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一
調整係長 内田 葵 主任主事 日高 俊太郎 主 事 野邊 恵利菜

議長（1番）

ただいまから、第3回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は、5番委員と7番委員と8番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は『農業委員12名、農地利用最適化推進委員11名』でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員の過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議事録署名委員の指名

議長（1番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員は、

6番 牧野 菜那 委員

23番 上村 眞司 委員 をお願いします。

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（1番）

ただちに議案審議に入ります。

まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。

今回の合意解約は7件でございます。内容といたしましては、農地贈与、農地売却、賃借人の申し出、賃貸人の申し出が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議案第12号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1番から4番の4件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請は受付番号1番から4番の所有権移転に関する4件であります。

事務局

事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第3条第2項各号の不許可の事由につきましては、

1号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況、労働力、技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合

3号) 今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること

4号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合

5号) 今回の申請農地を、転貸しようとする場合

6号) 周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合であります。

今回の許可申請受付番号1番から4番の4件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2番委員

議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1番の所有権移転に関する1件を説明します。1番につきましては、渡人が県外在住で管理ができないため義姉に贈与するものです。受人は申請地に水稻を作付けすることとあります。受人世帯については、毎年約40aの水稻を作付けしており、農業従事状況も本人が300日、長男夫婦がそれぞれ100日の農業従事があるため、機械所有、労働力、技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていきけると考えます。また、申請地周辺は、水稻地帯でありますので、農薬の使用等の影響も問題ありません。以上、受付番号1番の1件について調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に2番について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は、受付番号2番の所有権移転に関する1件であります。渡人は現在耕作している受人へ贈与を行い、受人はグアバの作付けを行っています。

21番委員

受人世帯においては、毎年水稲278a、施設キュウリ45a、飼料67aの作付けを行っており、農業従事状況についても本人が300日、父が300日以上農業従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく、効率的な農業経営を行っていただけると思います。また、申請地の周辺は山林と宅地であり隣接する農地はなく、農薬使用等についても問題ありません。以上、受付番号2番の1件について調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に3番について、10番委員より説明をお願いします。

10番委員

議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は、受付番号3番の所有権移転に関する1件であります。3番の1件については、渡人が破産財産売却のため申請地を義理の妹である受人と売買するものです。申請地には、かき、みかん、なし、すももが植栽されています。受人世帯においては、本人が50日、夫が100日の農業従事があり、技術面においてもこれまで受人が管理されているので問題ありません。今後もすべての農地を効率的に利用する計画でありますので、全部効率要件を満たしています。また、申請地の周辺は宅地と水路となっておりますが、草刈り等の管理や農薬等を使用する場合は、地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、受付番号3番の1件について調査しましたが、農地法3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に4番について、26番委員より説明をお願いします。

26番委員

議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は、受付番号4番の所有権移転に関する1件であります。渡人は相手方の要望により現在の耕作者である受人と売買し、受人は水稲を作付けすることです。受人世帯においては、毎年水稲273aの作付けとキンカン39aを栽培しており、農業従事状況についても本人が200日以上従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく、効率的な農業経営を行っていただけると思います。また、申請地周辺は水稲が作付けされており、農薬の使用については地域の防除基準に従い、地域で行われる草刈り等の共同作業にも参加されるため何も問題ありません。以上、受付番号4番の1件について調査しましたが、農地法3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第12号、申請4件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
議案第12号、申請4件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第12号、申請4件は許可することに決定いたします。

議案第13号：農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議長（1番）

次に議案第13号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番の1件の審議を行います。当該議案は25番委員に関する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。
暫時休憩します。

（25番委員 退室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは、議案第13号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第13号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は受付番号1番の1件であります。
農地法第4条第6項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、
1号イ) 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合
1号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合
2号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

事務局

3号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合

4号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

受付番号1番の申請地農地区分は、「農用区域内にある農地」であることから不許可の事由に該当することになりますが、令和5年4月28日付で用途変更されているため、農地法第4条第6項ただし書きにあります「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に当たることから不許可の例外に該当しています。したがって、事務局により申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号1番の1件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、27番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

27番委員

議案第13号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番の1件です。まず、申請地図面の1ページから4ページをご覧ください。この1件につきましては、申請人は申請地に隣接する乾燥場の経営を行っておりますが、農業者から乾燥受け入れが増加しており、もみ殻置き場と繁忙期のトラック等の受け入れを行うための駐車場を確保するため申請されたものです。申請地周辺は、西側は乾燥場と駐車場、北側・東側・南側は農地がありますが、申請地は周辺農地より1m程度高く、土羽に芝を張り崩壊対策を行っているため問題ありません。雨水についても、農地側に農道・水路があるため土砂流出の影響はありません。以上、議案第13号、受付番号1番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当していないため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第13号、申請1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
議案第13号、申請1件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第13号、受付番号1番の1件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。
暫時休憩します。

（ 25番委員 入室 ）

議案第14号：農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番から12番の12件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、受付番号1番から12番の所有権移転に関する7件と使用貸借権の5件について説明します。

農地法第5条第2項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1号イ) 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

1号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合

4号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

受付番号1番の1件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法第8条第1項第1号に規定されている「第1種住居地域」に該当する「第3種農地」に区分されますので、農地法第

事務局

5条第2項第1号口には該当しておりません。

受付番号2番から3番の2件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法第8条第1項第1号に規定されている、「第2種低層住居専用地域」に該当する「第3種農地」に区分されますので、農地法第5条第2項第1号口には該当しておりません。

受付番号4番から5番の2件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではありませんが、農地法第5条第2項第1号口にあります集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備える「第1種農地」であることから不許可の事由に該当することになりますが、農地法施行令第11条第1項第2号柱書及び同項第1項第1号イ、事業申請が「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる場合」にあたることから、申請地は「第1種農地」であります但不許可の例外に該当しています。

受付番号6番から9番の4件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので、農地法第5条第2項第1号口には該当しておりません。

受付番号10番から12番の3件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ですが、令和5年8月31日に除外となり、除外後の申請地農地区分は、農地法第5条第2項第1号口にあります、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備える「第1種農地」であることから不許可の事由に該当することになります。しかし、農地法施行令第11条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1項第4号にあります「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」にあたることから、申請地は「第1種農地」であります但不許可の例外に該当しています。

したがって、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号1番から12番の12件につきましては、許可要件を全て満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2番委員より受付番号1番から8番の8件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2番委員

議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番から8番の8件です。1番につきまして、受人は申請地を今まで宅地の一部として使用していたが、地目及び名義変更がされていなかったため今回申請されたものです。申請地図面の5ページから8ページをご覧ください。申請地の周囲は宅地であり、境界である東側にはブロック塀が設置されているため、土砂流出等の影響はありません。

2番委員

ん。また、雨水は自然浸透で問題ありません。次に、受付番号2番と3番は受人が同じであるため一括して報告します。今回の受人病院は、理学療法の一環として屋外歩行訓練施設を設置されていますが、今回施設拡張に伴い渡人の合意が得られたため申請したものです。申請地図面の9ページから12ページをご覧ください。受付番号2番の申請地の周囲は、北側が里道、西側・南側・東側は雑種地です。受付番号3番の申請地の周囲は、全て受人所有の土地で歩行訓練施設やグラウンドゴルフ場として使用されていますので、申請地周囲に農地はなく、雨水は自然浸透で問題ありません。次に、受付番号4番から8番の5件についても、受人が同じでありますので一括して報告します。受人である串間市は現消防庁舎の老朽化等に伴い移転を計画しているが、移転予定地は、令和5年7月に試掘調査を実施した結果、遺物等が出土したことにより本発掘調査が必要になったことから一時転用を申請されたものです。申請地図面の13ページから17ページをご覧ください。申請地の北側は県道ですが、植栽用ブロック積みが設置されているため、雨水・土砂流出の恐れはありません。資材置場と駐車場として利用される西側には里道があるため、雨水が流出しないよう境界から1mの距離をあげ、自然浸透させる計画です。南側の一部には公衆用道路があり、農地への進入路として現在も利用されていますが、申請地は道路より50cmほど低いため問題ありません。また、南にある建物側には、ブロック及びフェンスが設置されているため問題ありません。東側にある宅地については、申請地より2mほど低い位置にあります。影響を及ぼさないよう境界から2mほど距離をとり作業を行うため問題ありません。以上、受付番号1番から8番の8件について調査いたしました。農地法第5条第2号各号に該当しておらず、8件すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（1番）

次に9番から12番の4件について、6番委員より説明をお願いします。

6番委員

議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号9番から12番の4件でございます。まず9番については、申請地は周辺の山林化に伴い耕作困難となったことため、平成5年頃に植林に至っており、今後も山林として管理していくため始末書添付の上申請されたものです。申請地図面の18ページから20ページをお開き下さい。周辺は山林であり隣接する農地はなく、雨水についてもこれまでどおり自然浸透で問題なく、土砂流出やその他の災害を発生させる恐れはないと思われま。次に10番から12番につきましては、受人が同じでありますので一括して報告します。受法人は保育園の運営を行っておりますが、現園舎の老朽化に伴い、園児の安全性を確保するため、申請地に新園舎を建設したく申請されています。建築工事については、令和5年11月から着工し、令和6年4月末までに完成する計画であります。申請地図面の21ページから26ページをお開き下さい。申請地の西側は水路、東側・北側・南側は道路となって

6 番委員

おり農地は隣接していません。申請地の周囲には、堅固なブロック塀を設け土砂流出を防止します。雑排水は合併浄化槽を経由して西側水路に流し、雨水は道路側溝及び西側水路に流す計画でありますので問題ないと考えます。受付番号 1 1 番の申請地については、現在駐車場として使用しており、始末書添付の上申請されています。また、現在の園舎敷地については、建物解体後、運動会などのイベント時の使用や開放して地域住民の方との交流の場として活用する計画であります。以上、受付番号 9 番から 1 2 番の 4 件について調査いたしましたが、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、4 件すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第 1 4 号、申請 1 2 件について質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。
議案第 1 4 号、申請 1 2 件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1 番）

異議なしということですので、議案第 1 4 号、申請 1 2 件は許可相当としますが、受付番号 4 番から 8 番の 5 件と 1 0 番から 1 2 番の 3 件は、事業面積の合計が 3 0 アールを超えますので、農地法第 5 条第 3 項の規定に基づき、宮崎県常設審議委員会への意見聴取を行います。また、受付番号 1 番から 3 番と 9 番の 4 件は意見を付して、県へ副申いたします。

農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案

議長（1 番）

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前にあらかじめ市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局

農業経営基盤強化促進法が令和 5 年 4 月 1 日に改正され、「農用地利用集積計画」が「農用地利用集積等促進計画」へ変更されましたが、農業経営基盤強化促進法附則（令和 4 年 5 月 2 7 日法律第 5 6 号）第 5 条各号

事務局

により、施行日から起算して2年を経過する日までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるため、令和5年8月分も引き続き農地利用集積計画の審議をお願いします。それでは令和5年8月分につきましては、串間市長より令和5年8月22日付で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。内容につきましては、議案第15号・所有権移転が2件・面積が3,344㎡、議案第16号利用権設定が2件・面積が12,306㎡でございます。以上でございます。

議長（1番）

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

議案第15号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議長（1番）

議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、受付番号1番と2番の2件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、受付番号1番と2番の2件について説明します。

「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項、第1号) 今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること

第2号イ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

第2号ロ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

であり、事務局によりまず申請書類の審査において、受付番号1番と2番の2件については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われまます。

皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2 番委員

議案第 1 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、受付番号 1 番の 1 件を報告します。1 番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号 1 番の 1 件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

次に 2 番の 1 件について、2 1 番委員より説明をお願いします。

2 1 番委員

議案第 1 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号 2 番の 1 件を報告します。2 番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第 1 5 号、申請 2 件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。
議案第 1 5 号、申請 2 件を承認してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1 番）

異議なしということですので、議案第 1 5 号、申請 2 件は承認し市へ通知いたします。

議案第 1 6 号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議長（1 番）

次に議案第 1 6 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分ですが、審議に入ります前に 2 番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。

暫時休憩します。

(2 番委員 退室)

議長 (1 番)

休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第 1 6 号は、受付番号 1 番と 2 番の 2 件ですが、先に 1 番の 1 件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 1 6 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分は受付番号 1 番と 2 番の 2 件ですが、先に 1 番の 1 件について説明します。
事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第 1 5 号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件をすべて満たしていると思われまます。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、3 番委員より受付番号 1 番の 1 件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

3 番委員

議案第 1 6 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、受付番号 1 番の 1 件を報告します。旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農用地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第 1 6 号、受付番号 1 番の 1 件について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 (1 番)

ないようですのでお諮りいたします。
議案第 1 6 号、受付番号 1 番の 1 件を承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 1 6 号、受付番号 1 番の 1 件は承認し市へ通知します。
暫時休憩します。

(2 番委員 入室)

議長 (1 番)

休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第 1 6 号、先ほど審議しました受付番号 1 番を除く、2 番の 1 件を議題といたしまして審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

受付番号 2 番の 1 件について説明します。
議案第 1 6 号、事務局によります申請書類の審査においては、先ほど説明いたしました「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件をすべて満たしていると思われま。また、受付番号 2 番については所有者死亡により相続人代表での申請となっております。渡人である所有者が死亡している場合には、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 4 号の規定により、所有権を有する全ての者の同意が得られていることとなっております。ただし、契約期間が 2 0 年を超えない利用権設定の場合には、所有権を有する者の 2 分の 1 を超える同意が得られていれば足りるとなっております。受付番号 2 番につきましては、契約期間が 2 0 年を超えておらず、所有権を有する者の 2 分の 1 を超える同意が得られているため、該当要件を満たしていると思われま。
皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、9 番委員より受付番号 2 番の 1 件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いしま。

9 番委員

議案第 1 6 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域であります受付番号 2 番の 1 件について報告しま。2 番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、地域の担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第16号、受付番号2番の1件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
議案第16号、受付番号2番の1件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第16号、受付番号2番の1件は承認し市へ通知いたします。

議案第17号：農用地利用集積等促進計画の要請について（新規）

議長（1番）

次に議案第17号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、受付番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第17号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、受付番号1番の1件について説明します。

「農用地利用集積等促進計画の認可要件」につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項、

第1号) 農用地利用集積等促進計画の内容が、宮崎県の定める基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること

第2号イ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

第2号ロ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号1番につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしていると思われま。また、受付番号1番については所有者死亡により、相続人代表での申請となっております。渡人である所有者が死亡している場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号の規定により、所有権を有する全ての者の同意が

事務局

得られていることとなっております。ただし、契約期間が40年を超えない貸借権設定の場合には、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られていけば足りることとなっております。受付番号1番につきましては、契約期間が40年を超えておらず、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られているため、該当要件を満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、22番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

22番委員

議案第17号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号1番の1件を報告します。この1番においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農用地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第17号、申請1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第17号、受付番号1番の1件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということでありますので、議案第17号、申請1件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

暫時休憩します。

（農業振興課 農政企画係 入室）

議案第18号：「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構造」の見直しに係る意見聴取について

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第18号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構造」の見直しに係る意見聴取について、を議題といたします。まず担当課の説明をお願いします。

農業振興課
農政企画係

それでは、議案第18号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて、説明させていただきます。

まず、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構造の法的な位置づけとしましては、効率的かつ安定的な農業経営を育成する施策を総合的に講じ、農業生産の基盤となるような農業経営を確立することを目的とする農業経営基盤強化促進法が制定されています。

その中で、県では農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定め、市では基本的な構想を定めています。基本的な構想の内容については、他産業並みの農業所得を確保するよう効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これら農業経営体が農業生産の相当部分を担うような、あるべき農業構造を示したものであります。具体的には、農業経営基盤の強化の促進に関する目標としまして、まず、認定農業者の年間農業所得目標は、主たる従事者一人当たり360万円、1経営体当たり550万円、年間労働時間が2,000時間以内となっております。また、認定新規就農者は主たる従事者一人当たり250万円、年間労働時間が同じく2,000時間以内となっております。これはあくまで5年後の目標となりますので、現状この数字を超えていなくても申請は可能としております。8月末現在で認定農業者が327経営体、認定新規就農者が29経営体となっております。

次に、市が育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、本市で経営されている品目を中心に、個別経営体で18類型、組織経営体並びに認定新規就農者は各6類型としております。次に、育成すべき経営体の目標数としては、親元就農を踏まえて年間10人としたところです。農業経営を営むものに対する農地の利用集積目標は、令和8年度目標を80%としておりまして、認定農業者または認定新規就農者を中心に推進する計画です。

次に、これまで示した農業経営を目指して経営改善を図ろうとする者（認定農業者）への集積支援の在り方について定めています。具体的な構想を策定することにより、認定農業者等の担い手育成支援や農地の利用集積事業等が円滑に実施できるように、この基本構想を定めているところです。

次に、基本的な構想の見直しの時期につきましては、おおむね5年ごとに見直すこととなっております。

前回は令和3年度に見直しを行っておりますので、次回が令和8年度となっていたところではありますが、今回の見直しの理由につきましては、今般の基盤強化法の一部改正による基本要綱の改正や県の基本方針において令和5年6月に一部改正されたことを受け、本市においても基本構想の見直しが必須となったことから、今回、一部見直しを行うものでございます。

次に、見直しの内容につきましては、まず、今回の法改正等に伴い、新規項目の追加した部分としまして、

農業振興課
農政企画係

農業を担う者の確保・育成の考え方や、市及び関係機関との連携や役割分担の考え方等について記載しております。また、地域計画の策定の推進、地域計画に基づく農用地の集積・集約化の推進等についての追記をしたうえで、構想の見直しと整理を行っております。

具体的には、資料を確認いただきたいと思います。特に地域計画の策定部分につきましては、来年度中に地域全域で計画の策定が求められておりますので、本市としましては、令和4年度からモデル地区での策定に取り組み、本年度から本格的に地域に入り推進させていただきながら、来年度までに市内47地区の策定を目指しているところであります。地域計画の策定には、農業者の意向をくみ取った将来の目標地図の素案作成が必要となりますので、地域農業者のみならず関係機関が連携した取り組みが重要であると認識しております。ぜひ、農業委員会の各委員の皆様におかれましては、地域の協議の場にご参加くださり、目標地図の作成、ひいては地域計画の策定に向け引き続きのご尽力をお願いいたします。説明は以上です。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですので、ここで担当課の退室をお願いします。
暫時休憩します。

（農業振興課 農政企画係 退室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは、議案第18号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて、意見聴取に入ります。今回の見直しについて、意見のある方は出してください。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですので、お諮りいたします。
議案第18号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて、見直し（案）の内容は妥当であると市へ通知してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第18号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し(案)は、妥当であると市へ通知します。

議長 (1 番)

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。以上を持ちまして、第3回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和5年8月31日

1番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

6番 牧野 菜那

23番 上村 眞司